

## 埼玉県障害者社会参加推進センター運営要綱

### (設置)

第1条 障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、関係団体・機関の協力の下に、障害者の多種多様な需要の把握から対応までを一本化し、障害者自らによる諸種の社会参加推進施策の体系的、効果的・効率的な展開を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を推進することを目的として、適当な県内の障害者福祉団体に、埼玉県障害者社会参加推進センター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

### (センターの事業)

第2条 センターは次の事業を行う。

- (1) 相談、啓発・普及、生活環境改善等の社会参加推進事業の受託実施
- (2) 社会参加推進事業の受託実施に必要な情報の収集、分析、提供
- (3) 社会参加推進事業の受託実施に関する評価・調査研究
- (4) 市町村障害者社会参加促進事業に対する協力
- (5) 関係団体指導者、社会参加推進事業に携わる者等に対する指導・援助
- (6) その他障害者の社会参加推進のために必要なこと

### (社会参加推進協議会)

第3条 センターに埼玉県障害者社会参加推進協議会（以下「推進協議会という。」）を設置する。

- 2 推進協議会は、センターの事業の実施に関する企画、立案を行うものとする。
- 3 推進協議会の構成は、センターの事業が障害者の要望に配慮し、その総意に基づいて実施されるよう、身体障害者関係団体、知的障害者関係団体、精神障害者関係団体、難病患者関係団体及び埼玉県福祉部障害者福祉推進課等の代表者とする。
- 4 推進協議会の構成団体は傘下組織を含めて、事業の実施に当たり必要な協力を行うものとする。
- 5 推進協議会は、障害種別の専門性に対応するため、身体障害部会、知的障害部会、精神障害部会及び難病部会を設けるものとする。

(センターの組織)

第4条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、センター設置団体の代表者とする。

(実施上の留意事項)

第5条 事業の実施に当たっては、特定の障害に偏ることなく、総合的、効果的、効率的に実施できるよう留意すること。

2 中央障害者社会参加推進センターとの連携を密にし、事業の水準向上に努めること。

3 事業の実施に当たっては、ボランティア団体、地域団体、市民組織等の幅広い協力が得られるよう配慮すること。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より適用する。